

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 適合性審査 第2回説明会

主催：公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

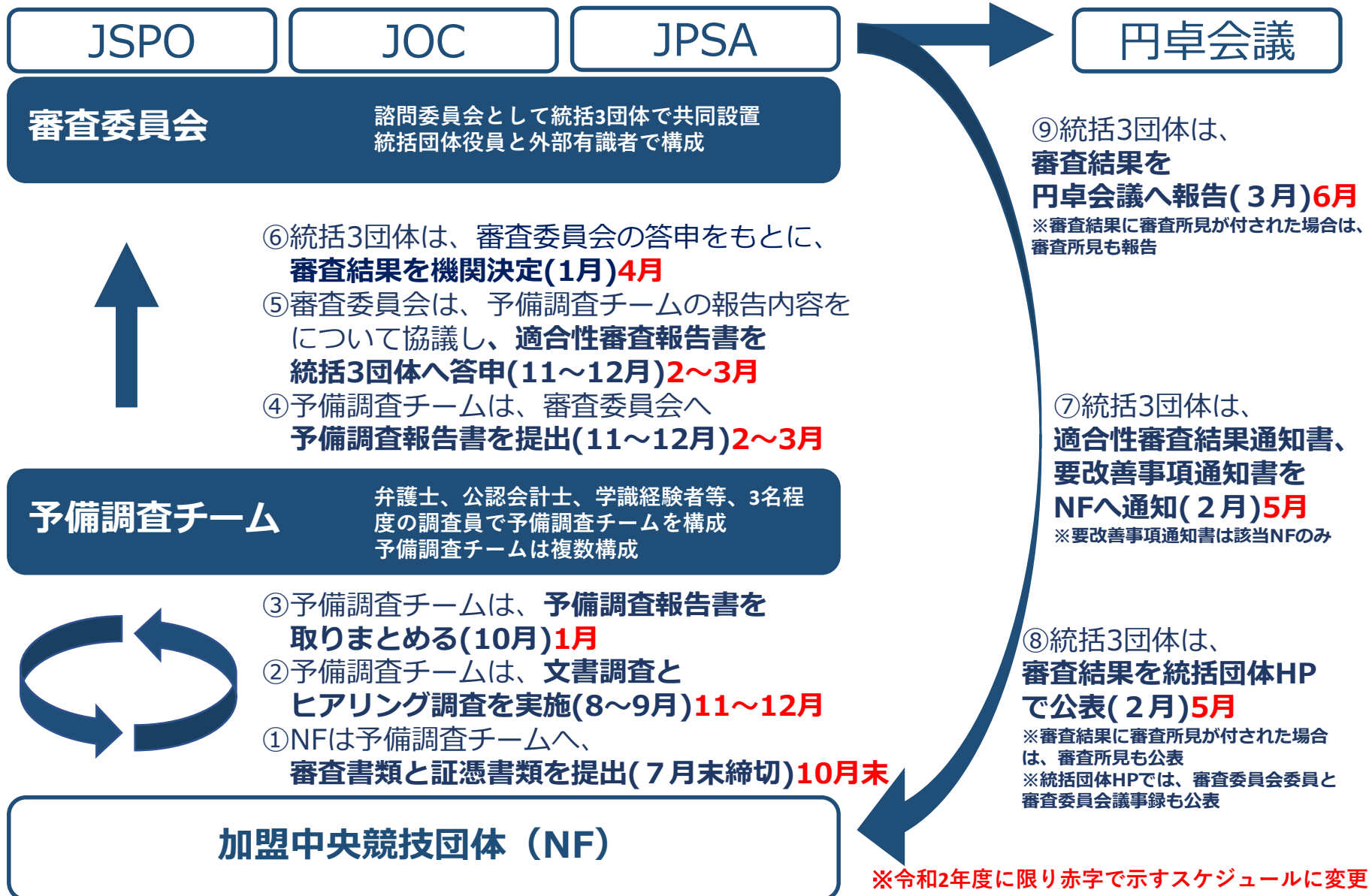
① 7月20日（月） 14：00～15：30

② 7月21日（火） 14：00～15：30

主催者挨拶

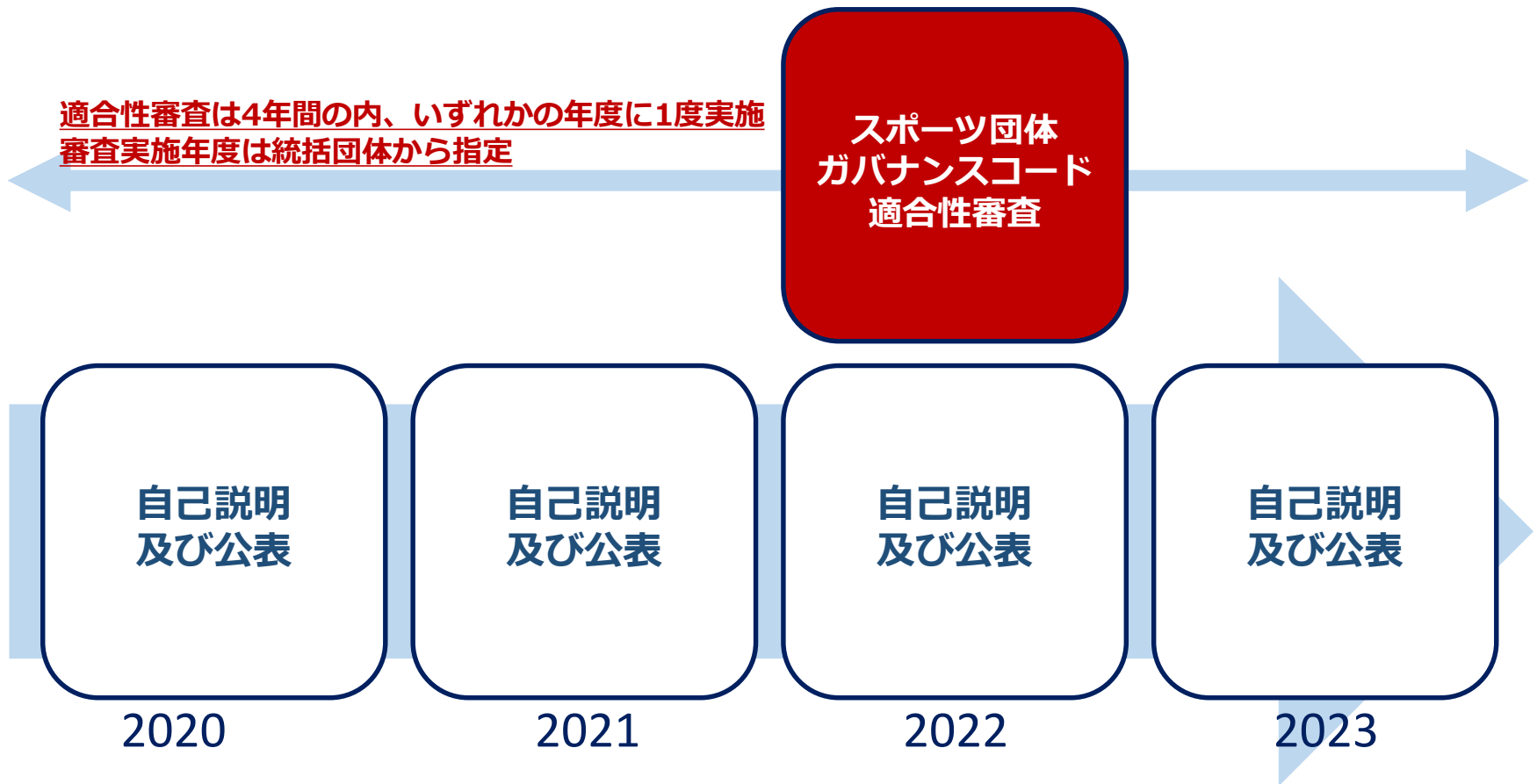
審査制度の説明

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査 スキーム図



※NFと予備調査チームの間での審査書類のやり取りや、審査委員会の開催準備等、審査に係る事務手続きは、統括3団体が設置する審査委員会事務局が担う。

「適合性審査」と「自己説明及び公表」の関係図



☆ 「ガバナンスコード適合性審査」は4年に1度

☆ 「自己説明及び公表」は毎年10月末まで

⇒令和2年度に限り、3月末まで

審査書式について

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等 に関する基 本計画を策 定し公表す べきである	(1) 組織運営に関 する中長期基本計画 を策定し公表する こと	A	<p>【審査基準 (1) について】 『〇〇計画』という中長期基本計画を策定している。</p> <p>【審査基準 (2) について】 『〇〇計画』を当協会HPにて公表している。 参考URL：～～</p> <p>【審査基準 (3) について】 計画策定に当たり、～～という方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	<p>1. 『〇〇計画』 2. 『△△年度第 ◇回理事会議事 録』</p>
2	[原則1] 組織運営等 に関する基 本計画を策 定し公表す べきである	(2) 組織運営の強 化に関する人材の採 用及び育成に関する 計画を策定し公表 すること	B	<p>【審査基準 (1) について】 現在、当協会では～～といった理由から、組織運営の強化に関する人材採用及び育成に関する計画を策定していない。したがって、〇〇委員会において、△△年〇月を目途に策定する予定。</p> <p>【審査基準 (2) について】 上述のとおり計画を策定次第、当協会HPにて公開する予定。</p> <p>【審査基準 (3) について】 策定段階において、～～といった方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定。</p>	なし

- 12月16日説明会から、審査基準・証憑書類・補足に大きな変更はなし
- 書式に一部変更あり

審査書式について

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
9	[原則2] 適切な組織 運営を確保 するための 役員等の体 制を整備す べきであ る。	(3) 役員等の新 陳代謝を図る仕組 みを設けること ②理事が原則とし て10年を超えて在 任することがない よう再任回数の上 限を設けること			
				【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

- 審査項目9：役員の新陳代謝について、激変緩和措置が適用される場合の記入欄を別に設けた。審査基準に変更はなし。

審査書式について

審査項目 通し番号	審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑	補足
1	(1) 中長期基本計画を策定している。 (2) 中長期基本計画を公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 中長期基本計画 (2) 中長期基本計画を決定した理事会の議事録	(1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバナンスなど、重要な業務分野ごとに、より詳細な計画を策定し公表することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中長期基本計画の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）

- 12月16日説明会から、審査基準・証憑書類・補足に大きな変更はなし
- 「補足」は、取り組むことがより望ましい事項や、例示、参考情報であり、審査項目の評価を判断する材料ではない。

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査

関連規則等 一覧

- スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞
適合性審査 運用規則
- 同 審査委員会設置要項
- 同 審査委員会予備調査チーム設置要項
- 同 結果通知及び情報公開に関する規則

運用規則について

(審査項目への評価)

第7条 審査委員会は、NF向けコードの規定及び審査基準に基づき、各審査項目に対し、以下の評価を決定する。

- (1) A : 当該審査項目におけるNF向けコードの規定を**十分に遵守している**と認められる
- (2) B : 当該審査項目におけるNF向けコードの規定を**十分には遵守していないものの、直ちに遵守することが困難である具体的かつ合理的な理由を説明し、遵守に向けた今後の具体的な方策や見通しについて説明している**と認められる。
- (3) N : 当該審査項目を**自らに適用することが合理的でない**と考える、**合理的な自己説明を行っている**と認められる。
- (4) F : 前3号のいずれの評価にも当てはまらない。

運用規則について

(審査項目への評価)

第7条

2 審査委員会は、前項に基づくB評価のうち、現時点で審査項目に対応していないことにより、**近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断されるものを「要改善事項」として指摘することができる。**審査委員会が「要改善事項」を指摘した場合、**統括三団体は当該団体に対して、要改善事項通知書により、指定期日までに当該審査項目の改善報告書の提出を求める。**

運用規則について

(総合評価)

第8条 審査委員会は、各審査項目への評価に基づき、以下の総合評価を決定する。

- (1) 適合：全ての審査項目への評価に対して、**Fが付されていない。**
- (2) 不適合：全ての審査項目への評価に対して、**Fが一つ以上付されている。**

2 審査対象団体が審査書類及び規程等の証憑書類を提出しない場合、審査委員会は、当該団体の総合評価を不適合とする。

運用規則について

(審査年度及び審査頻度)

第5条

2 適合性審査の実施頻度は、原則4年に1回とする。ただし、**審査結果が不適合となった団体**又は第7条第2項に基づき「**要改善事項**」が指摘された団体については、**当該審査の翌年度に、統括三団体による「フォローアップ」を受けるものとする。**

3 統括三団体は、加盟競技団体に**重大な不祥事等が発生した場合、**予め通知した実施年度に関わらず、**適合性審査を実施することができる。**

「フォローアップ」は2種類

不適合となった場合 ⇒ **再審査**

要改善事項が付された場合 ⇒ **改善状況の報告**

委員会設置要項について

(審査委員会の構成等)

第2条 審査委員会の構成員（以下、「委員」という。）は、以下のとおりとし、統括三団体が委嘱する。

- (1) 統括三団体の理事（各団体から1名）
- (2) 弁護士（1名以上3名以内）
- (3) 公認会計士（1名以上3名以内）
- (4) 学識経験者（1名以上3名以内）

委員会設置要項について

委員名簿

区分	氏名	所属
弁護士	菊地裕太郎	菊地綜合法律事務所
公認会計士	小林久美	Tokyo Athletes Office 株式会社／株式会社スポカチ
学識経験者	松永敬子	龍谷大学
学識経験者	松尾哲矢	立教大学
統括団体役員	森岡裕策	日本スポーツ協会
統括団体役員	靱井圭子	日本オリンピック委員会
統括団体役員	山田登志夫	日本障がい者スポーツ協会

- ・ 委員任期は、全団体の審査が一巡終了する、2024年3月末まで

予備調査チーム設置要項について

(予備調査チームの構成等)

- 第2条 1つの中央競技団体の調査を行う**予備調査チームの調査員は、2名以上5名以内**とし、スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉適合性審査委員会（以下、「審査委員会」という。）委員長が委嘱する。
- 2 調査員は、**弁護士、公認会計士又は学識経験者等**が務めるものとする。なお、調査員のうち、少なくとも1名は弁護士とする。
（中略）
- 4 予備調査チームは複数設置することができる。
- 5 **調査員は非公表**とする。

情報公開について

(情報公開)

第3条 統括三団体は、以下の項目について、各団体のホームページにおいて公開する。

(1) 適合性審査の結果

(2) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>

適合性審査委員会（以下、審査委員会という。）の委員名簿

(3) 審査委員会の議事録

- 2 統括三団体は、適合性審査結果通知書に審査所見を付記した場合、審査所見を各団体のホームページにおいて公開する。
- 3 審査書類、証憑書類及び審査報告書等、本条に指定のない事項は非公開とする。

**審査結果は「適合／不適合」のみ公表
43項目の評価（A,B,N,F）は公表しない**

審査の手引き等の説明

審査に関する書類 一覧

➤ 適合性審査と自己説明・公表の手引き

➤ (様式1) 適合性審査審査申請書

➤ (様式2) 審査書式

➤ (様式3) 証憑書類リスト

➤ (様式4) 自己説明・公表実施報告書

➤ (様式5) 自己説明・公表書式

適合性審査

自己説明・公表

JSCからの情報提供

質疑応答

※質問のある方は、チャットで「質問あり」とご記入ください。
こちらからご指名します。

本日はご多用の中、
ご参加いただきありがとうございました。